

平成30年第3回滝川市議会定例会（第1日目）

平成30年 9月 5日（水）

午後 0時58分 開 会

午後 3時28分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第 1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

議案第 5号 滝川市こどもセンター条例等の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 2号 平成30年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 議案第 3号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

○追加日程

日程第 8 議案第 4号 滝川市税条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 6号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第 7号 市道路線の認定及び廃止について

日程第11 報告第 1号 平成29年度決算に係る健全化判断比率について

日程第12 報告第 2号 平成29年度決算に係る資金不足比率について

日程第13 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告

認定第 1号 平成29年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 平成29年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 平成29年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 平成29年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 平成29年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第 8号 平成29年度滝川市病院事業会計決算の認定について

議案第 8号 決算審査特別委員会の設置について

選任第 1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

て

○出席議員（18名）

1 番	三 上 裕 久 君	2 番	堀 重 雄 君
3 番	舘 内 孝 夫 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	山 本 正 信 君	6 番	安 樂 良 幸 君
7 番	本 間 保 昭 君	8 番	田 村 勇 君
9 番	井 上 正 雄 君	10 番	水 口 典 一 君
11 番	小 野 保 之 君	12 番	渡 邊 龍 之 君
13 番	木 下 八重子 君	14 番	山 口 清 悦 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	関 藤 龍 也 君	18 番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
市 民 生 活 部 長	舘 敏 弘 君	市 民 生 活 部 次 長	浦 川 学 央 君
保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君	産 業 振 興 部 長	長 瀬 文 敬 君
建 設 部 長	山 崎 智 弘 君	市 立 病 院 事 務 部 長	椿 真 人 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君	教 育 部 指 導 参 事	栗 井 康 裕 君
監 査 事 務 局 長	杉 原 慶 紀 君	総 務 課 長	深 村 栄 司 君
企 画 課 長	稲 井 健 二 君	財 政 課 長	堀之内 孝 則 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君	次 長	菊 田 健 二 君
書 記	壽 永 美 和 君	書 記	池 田 茂 喜 君

開会 午後 0時58分

◎開会宣告

○議長 ただいまより、本日をもって招集されました平成30年第3回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

ここで、本会議での服装についてでございますが、台風21号によります災害対策本部が現在も設置中のため、作業服での出席を可といたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において東元議員、三上議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月19日までの15日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議長 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 本日、平成30年第3回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして補正予算、条例改正及び平成29年度各会計の決算認定など広範囲にわたってご審議をいただくわけですが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成30年5

月30日から8月22日までの間の行政報告につきましては、あらかじめ議案とともに配付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。私から別途、以下の件につきまして口頭でご報告を申し上げます。

最初に、台風21号に伴います対応についてご説明を申し上げます。本日未明から明け方にかけて台風21号に伴う強風被害が予測されていたことから、市といたしましては昨日9月4日午前10時に開催した臨時庁議においてタイムラインをレベルワンとし、災害対策本部の設置を決定いたしました。災害対策本部の設置は、空知管内では当市と長沼町という2カ所で行いました。市民周知初め災害対応に当たっているところでございますが、本日明け方からの強風により一部街路樹の倒木のほか事業所等の看板の飛散、個人宅の屋根トタンのめくれなどの被害を確認し、取り急ぎ撤去等の対応に当たっているところでございます。引き続きパトロールや情報収集に努めながら、さらなる被害防止拡大に向け迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成30年度普通交付税の交付額の決定についてご報告させていただきます。総務省は去る7月24日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、閣議報告を行ったところですが、滝川市に対する普通交付税の交付額は58億6,879万円で、前年度決算比、マイナス4.8パーセント、2億9,598万円の減となり、臨時財政対策債発行可能額と合わせますと64億1,374万円で、前年度決算比、マイナス5パーセント、3億4,087万円の減、現計予算比でマイナス2.2パーセント、1億4,569万円の減となりました。減額の主な要因としては、基準財政需要額の算定に用いる一部単位費用の減額や交付税の算入対象となっていた起債の償還が終了したことなどが挙げられるところであります。全国ベースで見ますと、市町村における普通交付税の交付額は対前年度比でマイナス2.7パーセント、臨時財政対策債発行可能額を含めますとマイナス2.5パーセントということであり、引き続き常に適切な見直しを図りながら、限られた財源のもと、より効率的な事業の執行に努めてまいります。

最後に、農作物の生育状況についてご報告いたします。本年は、6月中旬からの天候不順の影響で各作物とも圃場間でのばらつきが大きいものの、7月下旬から8月上旬の好天により回復の兆しも見られたところです。9月1日現在の生育状況はまだ公表されておきませんので、8月15日現在の主な作物の生育状況についてご報告させていただきます。水稻は、出穂にばらつきが見られたことから穂ぞろい期間が伸びたため開花のばらつきが見られ、生育は平年より3日おくれとなっています。大豆は、7月下旬から8月上旬の少雨の影響を受け、着莢数が平年よりも少なくなっています。タマネギは、7月下旬からの高温少雨により球肥大がやや緩慢な状況ですが、収穫作業は平年並みに進んでいます。リンゴは、7月下旬以降も少雨の影響はあるものの、生育は平年並みに進んでいる状況です。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 議長に教育行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。

平成30年5月30日から平成30年8月22日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しいただき、以下1点について口頭でご報告

申し上げます。

これまで滝川市議会を初め市民の皆様にご心配をいただいております公立高校配置計画が昨日北海道教育委員会において計画決定され、平成33年度より滝川高校を1学級減とする方針が決まりました。6月に計画案が発表された後、市長と直接北海道教育委員会、佐藤教育長に対し申し入れを行って以降、滝川市議会による意見書の提出、さらには北海道議会有志会への陳情要望、滝川高校校長とPTA会長による要望活動などさまざまな形で計画の見直しを訴えてまいりましたが、思い届かず残念な結果となってしまいました。多くの皆様が納得いかない結果ではあると思いますが、今後についてはこうした数合わせの削減計画が進められないよう北海道教育委員会に対し、引き続き高校配置のあり方について将来展望の考え方を示していただけるよう求めてまいります。

以上を申し上げまして教育行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

議案第5号 滝川市こどもセンター条例等の一部を改正する条例

○議 長 日程第5、議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第3号）、議案第5号 滝川市こどもセンター条例等の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副 市 長 ただいま上程されました議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、医療扶助費や生活扶助費等に係る平成29年度国庫補助負担金及び道費補助負担金の事業費の確定に伴う返還金並びに7月3日から4日にかけての大雨の影響による災害復旧に係る費用の補正などが主な理由となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1億449万5,000円を追加し、予算の総額を200億5,032万6,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条の地方債補正でございますが、地方債の追加及び変更は、第2表によるところでございます。

2ページから3ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

5ページをお開き願います。第2表、地方債補正でございます。まず、追加であります。災害復旧事業債、限度額1,290万円を追加したいとするもので、7月3日から4日にかけての大雨

の影響による被害の復旧費の財源に充てたいとするものでございます。次に、変更でございますが、公共施設等適正管理推進事業債 1, 070 万円を増額し、6, 960 万円としたいとするもので、旧事業内職業訓練センターの石綿含有撤去に係る費用の財源としたいとするものでございます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10 ページ、11 ページをお開き願います。2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 55 万 9, 000 円の増額につきましては、庶務事務に要する経費の補正でございます。行政処分取り消し等請求控訴事件に係る弁護士への着手金 55 万 9, 000 円を支出するために補正したいとするものでございます。

2 款 1 項 4 目財産管理費、補正額 1, 136 万 5, 000 円の増額につきましては財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正でございます。旧事業内職業訓練センター解体工事については、当初予算計上時には建物内を目視にて確認し、石綿含有物はないと判断していたところでございますが、再度詳細な調査を実施したところ入居者の退去前には確認が困難であった天井裏などに石綿含有の仕上げ材を発見したことから、その撤去に係る費用を補正したいとするものでございます。

2 款 1 項 8 目交通安全対策費、補正額 30 万円の増額につきましては、交通安全対策に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により交通安全対策のためにとご寄附を賜りました 30 万円を財源といたしまして、交通安全旗などの交通安全啓発用品及び交通指導員の制服を購入したいとするものでございます。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、補正額 764 万 3, 000 円の増額につきましては、保健センターの運営管理に要する経費の補正でございます。健康づくり課が実施する妊婦健康相談や乳幼児健康診査相談の母子保健業務と子育て応援課、子育て支援センター、家庭児童相談室が実施する児童相談、ひとり親家庭等相談、家庭児童相談業務につきましては、それぞれの業務を保健センターに集約し、妊婦期から子育て期にわたる総合相談窓口と切れ目なく母子保健と子育て支援のサービスを一体的に提供する機能として子育て世代包括支援センターを開設するための費用として補正したいとするもので、費用についてはふるさと基金から 564 万 3, 000 円、施設整備政策基金から 100 万円、社会福祉事業振興基金から 100 万円を繰り入れしたいとするものでございます。

6 款 1 項 2 目農業振興費、補正額 1, 377 万円の増額につきましては、農業の振興に要する経費の補正でございます。5 月 25 日に発生した丸加山牧野管理施設の火災により、倉庫内部、屋根、シャッター、外壁及び電気設備等を焼損したため施設の修繕工事に係る費用を補正したいとするもので、費用の全額が全国市有物件災害共済会の災害共済金で補填されるものでございます。

8 款 3 項 1 目河川維持費、補正額 150 万円の増額につきましては、河川の維持管理に要する経費の補正でございます。7 月 3 日から 4 日にかけての大雨により江部乙川堤内の冠水により内水排除を実施したことから、今後の江部乙救急排水施設管理運営業務に係る費用の不足が見込まれるため補正したいとするもので、費用の全額が国土交通省北海道開発局から救急排水場操作委託金で措置されるものでございます。

10 款 3 項 1 目学校管理費、補正額 380 万 1, 000 円の増額につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。ふぐあいが生じていた開西中学校の暖房シ

ステムについて機器の更新等による改修工事を行うため補正したいとするものでございます。

10款6項4目図書館費、補正額100万円の増額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の補正でございます。これも寄附者の意向によりまして、図書の購入のためにとご寄附を賜りました100万円を財源といたしまして、一般書などを購入したいとするものでございます。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額3,720万3,000円の増額につきましては、市税に係る還付金及び還付加算金が当初予算を上回る見込みとなったことや平成29年度国庫補助金の事業費の確定などに伴う返還金の補正でございます。内訳としましては、市税512万5,000円、特別障害者手当等給付費国庫負担金9万円、自立支援給付費道費負担金387万5,000円、障害者医療費国庫負担金108万9,000円、障害者医療費道費負担金54万5,000円、障害児支給給付費国庫負担金117万2,000円、障害児支給給付費道費負担金50万3,000円、生活扶助費等国庫負担金1,126万3,000円、医療費扶助費等国庫負担金1,341万4,000円、生活困窮者自立相談支援事業費等補助金3万7,000円、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金9万円となっております。

15款1項1目河川災害復旧費、補正額2,113万2,000円の増額につきましては、7月3日から4日にかけての大雨の影響により被害を受けました第1江部乙川の護岸復旧工事費として1,800万円を補正したいとするもので、その費用の5分の4が国土交通省の河川等災害復旧事業費補助金で措置されるものでございます。同様に被害を受けた第2江部乙川ののり面復旧工事ほか4カ所の災害復旧費として313万2,000円を補正したいとするものでございます。

15款2項1目公共施設等災害復旧費、補正額622万2,000円の増額につきましては、同様に石狩川河川敷パークゴルフ場の施設内設備等の修繕並びに汚泥が堆積した箇所への復旧費用として429万1,000円を、石狩川河川敷野球場のグラウンド3面に堆積した土砂の処理や施設内設備の撤去作業等及び現状復旧作業の費用として187万4,000円を、空知川河川敷サッカー場の設備等撤去及び現状復旧作業の費用として5万7,000円を補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で1億449万5,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。15款2項16目災害復旧事業費補助金から19款2項1目基金繰入金までは、いずれも歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金4,258万2,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款5項2目雑入から22款1項7目災害復旧債までは、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で1億449万5,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市こどもセンター条例等の一部を改正

する条例についてご説明申し上げます。

平成30年10月から妊娠、出産、子育てと切れ目のない総合的な支援を行うため、滝川市保健センターにおいて滝川市子育て世代包括支援センター事業を実施するに当たり、滝川市こどもセンター条例、滝川市ファミリーサポートセンター条例、滝川市保健センター条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表をごらんください。第1条では、こどもセンターで実施している家庭児童相談、ファミリーサポートセンターの業務を保健センターで実施することに伴う関係規定の整理、第2条ではこどもセンターで実施しているファミリーサポートセンター業務を保健センターで実施することによる関係規定の整理となっております。

第3条では、保健センターで子育て世代包括支援センター事業を実施することに伴い、事業の規定に子育ての支援に関することを追加し、そのほかは改正に伴う文言の整理となります。

附則として、施行期日を平成30年10月1日としたいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 10ページ、教育費の中学校費の学校管理費のその他中学校教育の実施及び管理に要する経費、開西中学校の蓄熱の暖房機のことについてなのですが、教育委員会の皆様にはこのトラブルということでかなりご足労かったのではないかと思います。今回応急というか、トラブルを回避するための改修工事ということなのですが、またトラブルが起こった場合どういうふうにお考えかお尋ねをします。

○議長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 再度のトラブルということでございますけれども、今ご提案申し上げているところでは機器、パソコン、それからサーバーという基本となる部分を導入しまして、現在使っておりますパソコンサーバー、これはもう修繕は終わっておりますけれども、それをバックアップ用としましてとっておきまして、新たなもので稼働するという考えでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、一般会計補正予算の11ページ、2款1項4目財産管理費で旧事業所内職業訓練センター解体工事、ここで石綿が見つかったということではありますが、どの程度の石綿がどのような状態で存在していたのかと。

2点目は、それがこれまで入居者に影響はないということだというふうに思うのですが、ないということであればその根拠をお示しをいただきたい。

以上、2点です。

次に、15款2項1目公共施設等災害復旧費ですが、まずこの中には9月3日のクレーンの作業代も入っているというふうに思うのですが、午前中にクレーンがまず来て、結局道具が足りなくて、目的を達成せずにクレーンが無駄になったというか、それはどちらに責任があるのか。市に責任があれば、このクレーン代は当然払わなければならないわけですが、業者側に責任があるとすればク

レーン代は払わなくていいと思うのです。その点について確認をしたいと思います。

2点目は、こういう形で復旧をすると。センターハウスについては、壊れたところを補修をして、今後また増水したときには速やかにクレーンで引き上げて移動するというふうに復旧するわけですが、同じことを繰り返さないという点で、今回は2時半の時点で警報が出て、夜にかかるということで作業は翌日にということだったわけです。せっかく復旧をしても、また同じように間に合わなかったということでは無駄になるわけですから、今度は無駄にならないように増水する可能性があるれば速やかに撤去される体制、あるいは基準等が設けられるというふうに思うのですが、クレーンの会社とどのような契約等を結ばれるのか。

また、伏古観測点は警戒水位がないのです。水防団待機水位だけがあって、あとは設計水位だけなのです。なぜか私わかりませんが、ですから水防団待機水位というのは、これは結構あることだというふうに思うので、この待機水位を超えてどこまで水位が上がったときに移動作業を開始するのか、この基準についてお伺いいたします。

以上です。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、石綿の関係でございますけれども、どういう状況でというご質疑でございますが、先ほど副市長から補正予算の説明でも若干申し上げましたけれども、予算時には目視にて施設全体を調査したところでございますが、本年度設計委託時において入居者が退去し、改めて詳しく調査したところ、目視では確認できない天井裏に石綿含有のおそれが見られる仕上げ材、これは吹きつけ材で、クリソタイルでございますけれども、これを発見し、検査機関にて検体を調査した結果石綿の含有の報告があったということから、関連の補正予算を組みたいということでございます。

また、これまで入居していた方に影響がないのかという部分でございますが、石綿含有となった仕上げ材については、破損等がなければ飛散しないというものではございますが、現在の法の改正によって解体等を行う場合については撤去する場合について前室を設けて外部と区画をきちっとすると。そして、所定の撤去方法を採用しなければならないというふうに改正されていることから、今回の補正予算を組んで安全な撤去作業を行いたいという状況でございますので、現存の状況であれば、先ほど申し上げたとおり、破損等がなければ飛散をしていないという状況であるということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 パークゴルフ場の被害の関係でございます。

まず、1点目の責任の所在でございますが、これは私どもの責任というふうに考えております。

それから、クレーンの出動ですけれども、これらについては業者と契約を結んでおりますけれども、それはクレーン業者と直接ではございませんで、市内の建設業者と結んで、そこから派遣を依頼するというようなことになっておりますけれども、夜間の作業は基本的にはやらないということをご前提としながら早目の対応というような、ケース・バイ・ケースで対応しているということでございます。

それから、目安でございませうけれども、伏古の水位観測所、ここを目安としますのは、そこだけではなくもっと上流の神居古潭、その辺も見ながら、大体どのぐらいで伏古まで到達するかというような時間も見ながら、撤去作業にかかるのが27.5メートルというところを想定しておりますけれども、ここだけの水位ではなくて、その上流の水位を見ながらこの水位を基準としてということで、ここもその後どうなるかということも踏まえて、単純に27.5になったらやるというのではなくて、その後どうなるかということも予測をしながら対応していきたいということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今後の対応で、クレーンについては夜間作業をしないというご答弁がありました。夜間作業をしないということは、例えば先ほどの27.5メートルを超えるという事態が午後6時に発生をしたと。しかも、今回よりも急激に水位が上がると。今回の場合は2時半ぐらいに警報が出て、水が河川敷に入ってきたのが翌日の9時半とか幸いにして20時間近くかかったわけですが、これが状況がもっと悪く、27.5メートルには18時になりました。しかし、その勢いはすごく、これはもう夜間作業しなければまた同じようにセンターハウスが流出するぞという事態になった場合はどのように対応されるのか。

また、先ほどの2点、3点の上流の観測点の状況を見ながらということですが、今回の教訓は、社会教育課あるいは教育委員会で判断をしたと。それに対し今後は全庁的に対応するということですから、具体的に言うとうどういう場で、誰の責任で判断をするのかということをお伺いします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 まず、夜間作業ですけれども、協定書自体には時間帯というのは特に記載はしていません。ただ、現実問題考えますとあそこには明かりがないわけでございます。ですから、そこに投光器などを投入すれば可能かもしれませんが、基本的には夜間作業はできないであろう、危険が伴うということで、それについては早目の作業を行うと。例えば前日の明るいときに行うですとか、それは予報を見ながらそういう対応をせざるを得ないと。空振りは当然あるかもしれません。だけれども、それは早目の対応ということで対応するしかないなと思っています。

それから、全庁的対応ということにつきましては、この前の件を受けまして、市長からの指示を受けまして全庁的に対応すべきということがありまして、副市長以下関係者が集まりまして、どういうときにどういう対応をするというものは決めておりまして、要は社会教育課の枠を超えて応援をいただくと。ただし、それについても事前に想定できるときにはできる限り所管課の対応でやっていくと。ただし、人手が足りないときには全庁的に応援をいただくということで、さまざま情報共有をしますけれども、その最終的な判断は社会教育課長なり、私なりということになろうかと思っています。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 やはり夜間に移動できることが求められると思うのです。幾ら速やかにとか言っちゃって時間が遅ければ暗いわけですから、暗いときにどのように対応するのかと。これがおくれたら、

今回は本流に流れなかったからよかったですが、本流に流れて、下流の橋桁等にひっかかると。そうすると、それに流木がひっかかって、ついには橋桁が傾くという、そういうことも遠軽でありました。そんなことも考えると、夜間の国道排雪等で照明車ってあります。ああいったものが別にそこに設置できないような状況はまるでない。全く普通のクレーン車が入れるスペースがあり、何の問題もないと思うのです。あえて夜間作業はしないというふうに、あるいは照明まで設置しないという、そういうふうにご答弁されることのほうが何か不自然だと思うのですが、再度確認をしたいと思います。夜間作業も場合によっては行うのかどうかお伺いいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 先ほど申し上げましたけれども、できるだけ夜間作業にならないように事前の対応を考えたいということです。では、絶対やらないのかというと、それはケース・バイ・ケースだと思います。だけれども、基本的にはあの広いところで暗いところですから、では投光器は何台要るのだとかそんな話になりますので、可能な限り明るいうちに対応するというのを原則として、夜どうするのだというのは、そこはケース・バイ・ケースで何ともお答えのしようがありません。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 災害復旧の関係で質疑させていただきます。

先ほど副市長は、河川の災害復旧については国土交通省から5分の4ということで説明がありましたけれども、その下、公共施設の災害復旧、ここについてはその5分の4が適用になってはいないですね。そこを確認をしたいと思います。

○議 長 三上議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 パークゴルフのほうでございますけれども、これは災害復旧債、起債を財源として行くと。ですから、その5分の4の対象にはならないということです。

○議 長 三上議員。

○三上議員 今回も台風21号という大規模な災害がありました。滝川においてはさほどではなかったのかなと思っておりますけれども、今後毎年毎年、あるいは年に2回、3回と、そういう水害が発生するおそれがあります。そういったことで、今パークゴルフ場については、それは野球場もサッカー場もそうなのでしょうけれども、5分の4が適用にならない。単費で借金をするということですね。そういうことで、毎年毎年そういうような形で災害が起きた場合に借金を重ねていくのかどうなのか。いつの段階で、先ほどの清水議員の答弁でそんなに投光器とかそういうことまではやれないと。ただ、日中事前に撤去できるものはするということでしたけれども、本当に災害がいつ起きるかわからない段階で、毎年毎年そういうような借金を積み重ねていくことになりますか、今後とも。

○議 長 市長。

○市 長 なかなか難しい問題ですので、私のほうで答えをさせていただきたいと思いますが、確かにあそこの場所に野球場をつくった、ゴルフ場をつくった、このたびはパークゴルフ場をつくりました。河川敷という立場上いたし方ないという部分もそれを見込んだ上での判断であります。

なぜあそこにパークゴルフ場をつくったかという、72ホールという大きさ、優位性を維持するために必要な面積、またそれまでの基礎があるということから、あそこにパークゴルフ場を選定したわけでございます。今ほど三上議員ご心配のとおり、これからもこのような災害が起きる可能性はあります。壊滅的な打撃を受けて、グライダーの滑空場を初め全てが使えなくなるような状況になるかもしれません。その時点で判断をさせていきたいということでございまして、どの時点でどこまでお金をかけたからやめる、やるという判断ではないと、そのように考えております。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 先ほどのパークゴルフ場等の財源の関係でございますけれども、基本的に災害復旧事業債ということで、全て単費ということではなくて、充当率100パーセントの交付税バックが47.5パーセントが適用されるということで、若干補足して説明をさせていただきます。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、議案第1号 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第3号）及び議案第5号 滝川市こどもセンター条例等の一部を改正する条例を可とする立場で日本共産党を代表して討論を行います。

まず、論点は、教育費の石狩川河川敷パークゴルフ場の復旧ですが、どのようにセンターハウスを移動、今度は移動がきちっとできるように復旧するかということが一つの論点です。これについて私もクレーンを使用することに反対するものではありません。しかし、クレーンを使う場合、委託する建設会社、そしてクレーンの所有会社、クレーンがなければそもそも的に作業ができない。また、どうしても夜間でなければならないということは、災害ですから当然起き得るわけです。相手は自然ですから。ですから、夜間でも可能なように投光器、これについても必ず必要があれば用意できるような契約に、あるいは協約というのですか、を結ぶことを求めます。

また、10款の教育費、開西中学校蓄熱暖房機改修工事につきましては、サーバーを1台補強する、またソフトの入れかえを行った、これについては今後大丈夫だろうというふうに思います。しかし、問題は、今回はメンテナンス会社が倒産をして、メンテナンス会社なしで約2年間運用したということが教訓です。ですから、今後外国人が絡んでいる、外国に居住している外国人の技術者が絡んでおりますので、メンテナンス契約については早期にきちんと結ぶことを求めて討論いたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号及び第5号の2件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び第5号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第6 議案第2号 平成30年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長 長 日程第6、議案第2号 平成30年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第2号 平成30年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、保険事業勘定におきまして平成29年度に国及び北海道から概算交付されていた介護給付費に係る負担金につきまして実績額の確定の結果、超過交付額について本年度において償還するための増額補正を行いたいとするものです。

1ページをごらん願います。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,669万1,000円を追加し、予算の総額を41億3,608万4,000円とするものです。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通しを願います。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。7款1項2目償還金、補正額4,669万1,000円を増額するもので、償還金の内訳といたしましては介護給付費負担金として国へ3,538万7,350円、北海道へ1,130万3,935円となっております。

以上、歳出合計で4,669万1,000円を増額となったところでございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。7款1項1目繰越金、補正額4,669万1,000円の増につきましては、補正に必要な財源を繰越金で調整したいとするものであり、歳入合計で4,669万1,000円を増額となったところでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第7 議案第3号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 長 日程第7、議案第3号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第3号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。

今回の補正は、7月7日に発生した市営住宅啓南団地8号棟の火災により損傷した住戸の復旧工事に要する費用を増額補正したいとするものでございます。

それでは、1ページをお開きください。第1項におきまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ954万7,000円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ8億7,878万7,000円としたいとするものでございます。

第2項におきまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しを願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目市営住宅管理費、15節工事請負費954万7,000円の追加につきましては、市営住宅啓南団地8号棟の火災住宅復旧工事に係る工事請負費でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。5款3項1目雑入、補正額954万7,000円の追加につきましては、本復旧工事に要する費用として、加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会から災害共済金として係る費用の全額が補填されるものでございます。

以上を申し上げまして、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、9ページですが、この火災した後の復旧工事に954万7,000円が予算化されるわけですが、私も火災が起きた後、恐らく半日までたっていなかったと思うのですが、見に行きました。そうすると、大変なおいで、ほかの階にもおいが充満しているという状況で

した。それで、この954万7,000円の内訳なのですが、まず最初に行われるのはにおいを消すことも含めて、恐らく燃えたものについては1日、2日、3日内には撤去をして、燃えた部分については剥がして、においがないようにするのが私は普通だというふうに思うのですが、まずそういったことをされたのかどうか。

2点目は、これは階下まで放水の水が落ちて、下の家財道具が大分傷んだというふうに聞いておりますが、今回の市の入っている保険では階下の壁だとか床だとか天井だとか、そういったものについても保険で適用になるのか、以上伺います。

それで、これについて今回は階下の住居の方がかなり家財道具が損害受けたのです。これは、責任者、責任のもとをつくった方と賠償先の個人と個人の関係であることはもちろん間違いないのですが、大家として賠償責任がある方にそういったことについてどのような対応をされたのかも伺っておきます。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。

(何事か言う声あり)

○議 長 それでは、答弁に若干の時間を要しますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

建設部長。

○建設部長 お待たせいたしました。まず、1つ目の質疑でございます。火災があった後、二、三日した後に清水議員さんのほうで現地に行ったときにかなりの臭いにおいがしたということでございます。このにおいにつきましては、当日においては換気作業をしております。ただ、これにつきましては、換気だけではいろんなにおいというのは消えないということでございますので、これにつきましては改修工事をやることによりまして内装材を全て取りかえることによってにおいは消えていくと、そのように考えてございます。

あと、下の階の方の部分、復旧について保険の対応になるのかというところでございますけれども、これにつきましては上層階からおりてきた放水による水による内装の傷みということでございます。これにつきましては今回の保険の対象になるということで今進めております。

あと、最後のご質疑です。上層階の方が下層階の方に被害を与えたということでございます。これにつきましては、議員さんのほうからでもお話がありましたように、あくまでも個人と個人のお話ということでございますので、そこら辺につきましては加害者の方と被害を受けた方がしっかりお話をしていただくと、そんな形での対応しかございませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 まず、予算執行の進め方についてお聞きしたいのですけれども、今回も木が倒れたり

したら、その場で委託業者が行って作業をするわけです。ですから、それは目間流用とかして、とにかくまず完全な改修はできないにしても、焼けたものはそれはにおいてれないのだから、焼けた部材についてはまず撤去をして、可能な限りにおいがしないようにした状態で今回の補正を受けた改修をすると、そういう流れになるのかなと私は思っていたのですが、どうもそうではないみたいなので、そういうふうになぜ流れないのか、事務執行が。それについて伺います。

それと、2点目は、アパートや公営住宅で1年間に5,000円の火災保険というのがあるのですが、これに入っている方が結構いらっしゃるのです。今回私この火災の経験で、火災が仮に入居者の過失による失火であっても市の保険で住居の修復はできるということで、火災保険に入っていないでもいいということが実はわかったのです。本人が火災保険に入らなくても市の保険で直ることが私今回わかって、これ5,000円無駄にみんな払っているなというふうに思ったのです。それで、入居者に対して火災が起きた場合の改修についてどのように周知をされ、また今回のように入るべきは他者に対する損害賠償責任保険、入るのならこちらだなというふうに私は確信したのですけれども、こういうことも入居者にきちんと言っておかなければ、個人と個人の間で結局やられ損ということにもなりかねないので、その辺のことについて伺います。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時07分

○議 長 会議を再開いたします。

建設部長。

○建設部長 まず、1つ目のなぜすぐにそういった作業ができない、そういった対応ができないのかということでございます。まず、火災が起きました。そこにはそこに住まわれている方の動産だとか、いろんな荷物、家財道具がございます。要はそういった家財道具も含めて、それは入居されている方が片づけていただかなければならないと、そういった状況でございます。そういったもろもろそこに住まわれている方の日程だとかいろんな部分でお話を聞きながら、早急にそういった片づけをしてほしいというお願いをしながら進めてきております。

また、今回階下の方につきましても上からの放水による状況の中でそこに住まいができなくなったということでございますので、そこにつきましてはすぐその日のうちに指定管理の者と職員の者でお手伝いをしながら、同じ建物のあきのほうの部屋に引っ越しをお手伝いして、生活の再建に取り組んでおります。

それとあと、先ほどの保険の話でございますけれども、あくまでも滝川市のほうで入っている保険につきましては建物の保険でございますので、中に入られている方の動産だとかそういったものについての保険の対象にはなっていないと、そういうことでございます。

以上でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 今の部長のご答弁でいえば、1点目ですけれども、入居されている方の動産がなくなればすぐ撤去作業に入るかのような印象を受けましたけれども、それなら私いいと思うのです。だけれども、今の市のこの作業の進め方というのは、動産がなくなっても補正予算がつかないと撤去作業もしないのだと。だから、にのいの非常に強いものも2カ月以上放置されているわけです。もちろんにのいは少しずつ薄くなっているものではあるけれども、今のようなそういう補正予算つくまでは撤去作業はしないというやり方でよいというふうに考えているのですか。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 再度の質疑でございますけれども、要は長い間放置をすることがいいかということでございますけれども、決してそのようなことがよいことだとは思っておりません。ただ、今回の部分につきましては、室内のある程度の大がかりな工事を全て実施しなければ、にのいの全てが消えていかないということでございます。そういうことでございますので、先ほど中の動産の話が全てかという形でちょっと勘違いをされるようなことを私言ったかもしれませんが、基本的にはそういったものも片づける時間もありますし、あと基本的には内装を全てやりかえるための大きな費用がかかるそういった部分をこういった議会の中で予算化をしていただいて進めていきたいと。そのかわり中に住まわれている方、あと下に住まわれている方につきましては、生活の再建ができるようにということで、そちらのほうは優先して、それぞれ階下の方については仮のまた違うところにお住まいを提供したりだとか、そんな対応をしております。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、議案第3号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算を可とする立場で討論を行います。

今回の補正予算は、住戸火災の復旧です。これ自体当然やるべきことですから、これに反対するものではありません。しかし、今のご答弁に対して幾つか意見を述べておきたいと思います。

1つは、この施設は公営住宅ですから、家賃を取って、いい環境のもとで住んでいただく、そういうところなんです。ですから、例えばこれが民間であれば大家は何をさておいても、そこに燃えたかすが自分の家の向かいだとかに残っていること自体不快なことです。ですから、これを放置する大家は、民間では私はいないだろうと思います。当然これはすぐに何があっても撤去すべきと。ですから、そういう姿勢が私は今の答弁では受け取ることができませんでした。

また、行政の進め方としては、目間流用をして、そして最大限補正予算組まなくてもにのいのものを撤去するというのをまず行って、そして場合によっては臨時議会を開いてこれをやると、復旧作業をすると、そういった姿勢に少し私は勉強が足りないのかなというふうに感じましたので、意見を述べて討論いたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終了いたしました。過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加をし、議題といたしたいと思っております。

ここで追加日程表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時17分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました追加日程表のとおり本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第8から第13までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第8 議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第8、議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本年3月に改正されました地方税法等の一部を改正する法律のうち、生産性向上特別措置法の成立、施行を前提としていた部分につきましてこの法律が6月に施行され、同法に基づく滝川市の導入促進基本計画が6月29日に経済産業省から同意を得たことを踏まえ、滝川市税条例を改正し、わがまち特例の特例割合を定めたいとするものです。

条例改正の内容につきましては、議案第4号参考資料でご説明いたしますので、資料をごらんください。第1条関係、市税条例附則第10条の2、いわゆるわがまち特例の割合の項です。第26

項を追加し、地方税法附則第15条第47項、これが生産性向上特別措置法による認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等に対して課す固定資産税に関するものですが、これについて条例で定める割合、すなわち課税標準となるべき価格に乗ずる特例割合をゼロとして定めたいとするものです。ゼロとして定めることによりまして、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り当該機械装置等に係る税額がゼロとなるものです。

第2条関係につきましては、今ご説明いたしました同じ項目になるのですが、平成31年4月になりますと地方税法の改正により条例とのそごが生じることになるから、これを解消するためのものです。これは、固定資産税及び都市計画税の特例割合が定められています経営力向上設備等の特例措置、これが平成31年3月末までの時限措置として定められていることから、その時点で地方税法の規定が削除されることとなります。そのため参照している地方税法の附則第15条の第47項が第46項に繰り上がることに対応するための規定の整備です。

施行期日は、第1条は公布の日からとし、第2条は関連する地方税法の改正の施行期日に合わせまして、平成31年4月1日からとしたいとするものです。

以上を申し上げまして、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第9 議案第6号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を
改正する条例

○議長 長 日程第9、議案第6号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第6号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月27日に公布されたことから、所要の整備を行いたいとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表をごらんください。第7条第2項及び第3項として、家庭的保育事業者等による代替保育の提供を行う連携施設の確保が著しく困難で所定の要件を満たす場合、事業実施場所以外で代替保育を提供する場合は小規模保育事業、または事業所内保育事業を行うものを、事業実施場所で代替保育を提供する場合は小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認めたものを連携施設を確保したとみなす規定を追加し、第17条第2項に第4号として保育所等から調理業務を受託しており、市長が適当と認めるものから家庭的保育事業者への外部搬入を可能とする規定を追加するものです。

また、附則第2条の経過措置が適用されている事業者のうち、利用乳幼児への食事の提供について事業所内での調理を行うために必要な体制を確保する努力義務を課しつつ、経過措置期間を従来の5年から10年とする規定を追加するものです。そのほかは、改正に伴う文言の整理となります。

附則として、施行期日を公布の日としたいとするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 参考資料でお伺いいたしますが、まず家庭的保育事業所、この中に言われている事業所が滝川市内にあるのか。また、それと連携ということで挙げられている小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型、または事業所内保育事業を行うもの、これについて滝川市内に具体的に存在しているのかどうかを伺います。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 家庭的保育事業及び小規模保育については存在しません。病院等の事業所内保育所については、市内に十数カ所ございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 そうすると、この代替保育及び給食の提供が行われる場合というのは、家庭内保育事業者が滝川市内に設置された後に初めてこの条例が実施される可能性が出てくるということですが、札幌、旭川等の都市部以外で、空知管内でこの家庭的保育事業所は今何カ所かあるのでしょうか。あるのかどうかについて伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 空知管内の市町村の状況については把握しておりません。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第10 議案第7号 市道路線の認定及び廃止について

○議 長 日程第10、議案第7号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第7号 市道路線の認定及び廃止につきましてご説明いたします。

このたび認定及び廃止する東3丁目通り線は、国道12号を起点とし、東滝川方面に接続する市道として認定されておりますけれども、国道38号を横断する部分に道路未造成としていた国有地の区間がございます。この区間につきましては、国道38号を境にして、交通量や交通態様が異なり、また地形の高低差もあることから当初の計画どおりに道路整備を行う必要性がなくなっている状況でございます。そのような状況を踏まえ、現在東滝川地区で進められております道営土地改良事業における換地により必要な市道敷地を確保した上で、当該路線の見直しを行いたいとするものでございます。市道東3丁目通り線につきましては、一度全線を廃止し、改めて国道12号を起点、国道38号を終点とする路線として認定を行い、国道38号より東側の残区間につきましては、市道東滝川942号線として新たに認定をするものでございます。この結果、市道総延長は169メートル減の477.684キロメートル、路線数につきましては1路線増の801路線となったところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第11 報告第1号 平成29年度決算に係る健全化判断比率について

○議長 長 日程第11、報告第1号 平成29年度決算に係る健全化判断比率についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号 平成29年度決算に係る健全化判断比率についてご説明いたします。

平成20年4月1日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が一部施行され、各地方公共団体は平成19年度決算から財政の健全性に関する指標の公表を実施することとなりました。さらに、平成21年4月1日には一定の比率を超えた場合の計画策定義務等を含む全体の法律が施行となったことから、各比率が早期健全化基準、財政再生基準を超えた場合には財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化を進めることとされております。滝川市各会計平成29年度決算等に基づき同法第3条第1項の健全化判断比率を算定した結果、いずれの指標についても健全段階となりました。当該健全化判断比率について算定資料とともに監査委員に提出し、所定の審査を終えましたことから、同法第3条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して今議会において報告を行い、ご承認をいただいた上で公表したいとするものであります。

健全化判断比率の各指標について順次ご説明いたします。まず、実質赤字比率ですが、この指標は普通会計における毎年の現金不足を確認するための指標です。普通会計とは、滝川市の場合一般会計、公営住宅事業特別会計、土地地区画整理事業特別会計の3会計を指します。普通会計の実質収支額が赤字となった場合には当該比率が算定されます。平成29年度決算に係る普通会計の実質収支額は7億2,277万円の黒字となっておりますことから、当該比率は該当いたしません。なお、滝川市において標準財政規模により算定されます法施行令第7条の規定による早期健全化基準は13.09パーセント、法施行令第8条の規定による財政再生基準は20パーセントとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、この指標は普通会計のほかに各特別会計、企業会計を連結して毎年の現金不足を確認する指標であり、連結対象会計の実質収支合計額が赤字となった場合に当該比率が算定されます。平成29年度決算に係る連結対象の各会計の実質収支合計額は7億6,786万円の黒字となっておりますことから、当該比率は該当いたしません。なお、早期健全化基準は18.09パーセント、財政再生基準は30パーセントとなっております。

次に、実質公債費比率ですが、この指標は全会計及び一部事務組合における毎年の公債費負担の適正度を確認する指標です。平成29年度決算に係る実質公債費比率は10.6パーセントとなっております。これまで計画的に公債費負担を軽減してきたことなどにより、平成28年度の11.

3パーセントから0.7パーセントの改善となっており、早期健全化基準の25パーセントを下回っております。

最後に、将来負担比率ですが、この指標は全会計、一部事務組合、第三セクター等を含めて将来的に普通会計が負担すべきである債務等の大きさの適正度を確認する指標です。健全化判断比率の中で唯一財政再生基準がありません。平成29年度決算に係る将来負担比率は98.7パーセントとなっております。普通会計の地方債残高及び公営企業債残高が減少したことなどにより、平成28年度の100.2パーセントから1.5パーセントの改善となっており、早期健全化基準である350パーセントを下回る数値となっております。

なお、監査委員からは審査意見として、厳しい地方財政の状況を踏まえ、歳入面では徹底して自主財源の確保に努められ、歳出面では事業の重点化を一層進めるなど、安定した財政基盤を構築されるよう要望するとの意見をいただいております。現状の財政の健全化をさらに高めるとともに、それを一過性のものとしないうえにも今後とも財政健全化に努めてまいります。

以上、報告第1号の報告とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第12 報告第2号 平成29年度決算に係る資金不足比率について

○議長 長 日程第12、報告第2号 平成29年度決算に係る資金不足比率についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第2号 平成29年度決算に係る資金不足比率についてご説明いたします。

報告第1号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、各公営企業会計において事業規模の20パーセントを超える資金不足が発生した場合、当該公営企業において早期に経営健全化基準以下とすることを目標とした経営健全化計画を策定し、経営の健全化に努めなくてはならないとされております。各会計平成29年度決算に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項の資金不足比率について算定資料とともに監査委員に提出し、所定の審査を終えましたことから、同条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して今議会において報告を行い、ご承認をいただいた上で公表したいとするものであります。

まず初めに、滝川市病院事業会計についてですが、3億3,202万7,000円の資金不足が生じたため、資金不足比率は5.8パーセントとなりました。次に、滝川市下水道事業会計についてですが、資金不足が発生しておりませんことから、当該比率は該当いたしません。

なお、監査委員からは審査意見として、病院事業会計に対し、経営健全化計画の策定を要する基準を超えてはいないが、早期に資金不足を解消し、健全経営を図られたいとの意見をいただいております。

以上、報告第2号の報告とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 病院事業会計でお伺いいたしますが、29年度の事業額に対する5.8パーセントが3億3,200万余ということです。これを割り返せば約60億円ということになるわけですが、一方市立病院の資金不足は、平成29年度末は6億1,347万4,000円ではないかというふうに思うのですが、さきの厚生常任委員会でも報告されている29年3月末資金不足の額は6億1,347万4,000円とはっきり書かれているわけです。これと同じ文言で29年度の決算は、決算はという言葉は入っておりますが、資金不足の額がこれの約半分です。この関係をお伺いをいたします。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。病院事務部長。

○市立病院事務部長 6億ちょっとという、それは実際の現金不足の額になります。今回の資金不足の額につきましては、流動資産と流動負債と医業収益の比較になっておりますので、そこで若干の差が出てきています。実際流動資産のほうには未収金が入っていたりだとか、あと流動負債のほうには未払い金が入っていたりだとか、そういうことをしていますので、そこで実際の現金と資金不足の比率の額で差が出てきているということでございます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今の答弁だけ聞いたら、そうですかとなるのですけれども、実際に本質的な資金不足というのはどちらのほうを市としては資金不足の額として適当な額だと。3億円も違うのですから、2つを使い分けられると非常にわかりづらいのです。これは、法律に基づいて流動資産、流動負債、これを入れなさいということで出しているのですが、病院としては本質的には6億円以上の資金不足があると認識しているから、こうやってやっているわけですね。ですから、本質的にはどっちなのだというのがまず1点目。

そして、これは今5.8パーセントで、まだ余裕があるぞというふうにも見えないわけではないのですけれども、つまりこれの4倍だから、3億3,200の約4倍だから13億円ぐらいになれば2割超すのです。流動資産とか流動負債というのはそんなに大きい金額ではないでしょうから、これが例えば実際に厚生常任委員会で報告された6億1,347万4,000円が13億円に仮になるとします。そのときに流動資産や流動負債も入れたら、これは5億円も6億円もあるから、まだまだ余裕だよと。実際の6億1,300万円の4倍ぐらいまで資金不足がいかないとこれに当たらないのだということなのか、それとも実態としては厚生常任委員会の報告でいえば13億円ぐらいまでいったら20パーセントに達するのか、そういうことでお伺いいたします。

○議長 長 病院事務部長。

○市立病院事務部長 病院といたしましては、実際の現金不足6億何がしというのをメインに考えております。これは、あくまで法的にこういう計算式でやりなさいということなので、こういうふうに出しているということで、わざわざ違った格好で報告しているというわけではございません。通常厚生常任委員会に報告している現金不足額が一番重要だというふうに考えております。

あと、まだまだ余裕があるのではないかというふうには全く考えておりませんで、一時借入金で現金調達している分については、なるべく早期に少しでも減らしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 やはり具体的に数字を聞かないと思うのですが、今回6億一千余から3億三千余に総務省に従った計算でここまで減ると。この場合の流動資産が要するに流動負債より2億8,000万円ぐらい多かったということなのだろうと思うのです。それで、資金不足が減った形に見えていると。例えば今回流動資産引く流動負債の金額が同じ額だとした場合、この20パーセントになるとしたら6億1,347万4,000円が13億円ぐらいになったときにそうなるということで理解をしてよろしいでしょうか。ちょっと予想数値を出していただきたいというふうに思います。

○議 長 病院事務部長。

○市立病院事務部長 申しわけございません。手持ちの資料がございませんので、お答えできませんが、今回の計算式ですと流動資産額が9億3,911万2,000円、流動負債が17億3,838万5,000円になっております。その中から企業債分で4億6,723万6,000円を差し引きまして、医業収益で割ったものが5,85という数字になっております。ちょっと複雑で申しわけないですけれども。ですから、本当の現金不足、年度末の現金不足とこれとは、そもそも計算の方式が違うということをまずご理解いただきたいと思います。あと、流動資産の中には未収金8億9,200万円が入っていますとか、流動負債の中には先ほども申しましたが、未払い金とか、それこそ一時借入金の6億8,000万円も含まれているとか、そういうものを総合したもので出した不足比率ということになります。ですから、先ほども申しましたが、私どもが考えているのは本当の現金不足、年度末の現金不足を少しでも減らしていきたいというふうに考えておりまして、いろいろ今経営努力しているところだということでご理解願いたいと思います。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第13 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告

認定第1号 平成29年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認

定について

認定第3号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成29年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成29年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成29年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成29年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第8号 平成29年度滝川市病院事業会計決算の認定について

議案第8号 決算審査特別委員会の設置について

選任第1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 長 日程第13、平成29年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告並びに認定第1号から第8号までの平成29年度滝川市各会計決算の認定について、議案第8号 決算審査特別委員会の設置について、選任第1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

平成29年度決算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 平成29年度各会計の決算をご審議いただくに当たり、各会計歳入歳出決算書並びに決算説明書、決算審査意見書等を提出したところでありますが、審査に先立ちまして、各会計決算の大綱をご説明申し上げます。

平成29年度の当初予算は、一般会計198億8,500万円、特別会計109億4,438万円、下水道事業会計支出28億126万円、病院事業会計支出76億3,261万円、合わせて412億6,325万円を計上したところでありますが、その後補正予算と平成28年度からの繰越事業費繰越額を含めた最終予算額は一般会計205億9,739万円、特別会計112億9,904万円、下水道事業会計支出28億126万円、病院事業会計支出76億5,839万円、合わせて423億5,608万円となったところであります。

平成29年度は、総合計画の着実な推進を図りながら、まちの成長力を確保するために策定されました「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を実行するとともに、厳しい財政事情を鑑み策定された「滝川市財政健全化計画」の実行により、事務事業の見直しによる効率化を図るなど、持続可能な財政基盤を築くための取り組みを推進してまいりました。

基金につきましては、厳しい財政状況にありながらも、ふるさと基金ほかで1億4,294万円を積み立てることができたことなどにより、基金残高総額は前年度比5,476万円の増額となりました。

以下、各会計ごとに主な内容について申し上げます。

一般会計におきましては、予算額205億9,739万円で、歳入204億4,120万円に対し、歳出197億7,693万円で、差し引き6億6,427万円の剰余を生じました。歳入につきましては、収入済額と予算現額を比較しますと1億5,619万円の減となっており、その主な内容は、繰越金1億9,745万円、市税9,530万円、地方交付税7,386万円、地方消費税交付金3,496万円、寄附金2,253万円、自動車取得税交付金その他2,379万円の増となり、繰入金2億8,142万円、国庫支出金1億7,863万円、諸収入5,049万円、市債3,680万円、使用料及び手数料2,045万円、地方譲与税1,913万円、道支出金1,307万円、配当割交付金その他409万円の減となったことなどによりますが、平成30年度に歳入されるべき繰越明許費に係る歳入予算額が国庫支出金で2,550万円、地方債1,530万円、計4,080万円計上されておりますことから、これを差し引いた実質的な歳入は1億1,539万円の減となったところです。

一方、歳出におきましても、予算現額と支出済額を比較しますと8億2,045万円の減となっておりますが、道営土地改良事業負担金や公営住宅事業特別会計繰出金など繰越明許費として平成30年度に繰り越して歳出することと決定した予算額4,088万円が計上されておりますことから、実質的には7億7,957万円の減となりました。歳入のうち、市税、使用料及び手数料、財産収入などの自主財源は全体の35.2パーセント、地方交付税、国・道支出金、市債などの依存財源は64.8パーセントとなっております。

自主財源の内訳といたしましては、市税43億6,697万円、諸収入12億3,834万円、使用料及び手数料5億3,516万円、繰越金5億1,059万円、寄附金2億896万円、分担金及び負担金1億5,031万円、繰入金1億3,597万円、財産収入4,681万円となり、また依存財源の内訳は、地方交付税70億4,864万円、国・道支出金41億9,284万円、市債9億784万円、その他10億9,878万円となっております。

一方、歳出につきまして性質別に見ますと、扶助費40億7,804万円、人件費33億8,576万円、補助費等33億2,601万円、繰出金20億9,205万円、公債費19億7,026万円、物件費17億6,931万円、貸付金9億374万円、建設事業費7億9,951万円、維持補修費7億8,198万円、出資金5億2,733万円、積立金1億4,294万円となっております。

次に、特別会計につきましては、特別会計全体として、歳入110億3,416万円に対し、歳出108億4,015万円で、差し引き1億9,401万円の剰余を生じました。

国民健康保険特別会計では、予算額56億6,910万円で、歳入決算額55億7,479万円、歳出決算額55億9,956万円で、差し引き2,477万円の不足を生じ、このため翌年度歳入繰り上げ充用金で補填しました。医療費が見込みに比べ増加したこと及び前年度繰り上げ充用金等により歳出増となりましたが、医療費の増加に伴う歳入における国庫支出金の増及び税率向上等により増収となったこと等により歳入増となりました。前年度繰り上げ充用金を除いた単年度収支では8,085万円の黒字となりましたが、収支不足を解消するには至らず、赤字決算となりました。

歳入について見ますと、前期高齢者交付金１５億７，４５５万円、国庫支出金１２億９，８８３万円、共同事業交付金１２億６，１９９万円、国民健康保険税７億２，３２４万円、繰入金４億１，８５５万円、道支出金２億５，７３６万円、療養給付費等交付金２，９１９万円、諸収入などその他１，１０８万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、保険給付費３５億５，３９８万円、共同事業拠出金１１億４，１９１万円、後期高齢者支援金等４億８，６２４万円、介護納付金１億７，７２８万円、前年度繰り上げ充入金１億５６２万円、総務費などその他１億３，４５３万円となりました。

公営住宅事業特別会計では、予算額８億４，５１９万円で、歳入決算額８億４，５０４万円、歳出決算額７億８，６４７万円で、差し引き５，８５７万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、使用料及び手数料３億２，１９６万円、繰入金２億４，３３６万円、市債１億９，４３０万円、繰越金８，２２３万円、諸収入３１８万円、財産収入１万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、住宅事業費５億６，８５０万円、公債費１億８，９５６万円、諸支出金２，８４１万円となりました。

介護保険特別会計では、まず保険事業勘定で予算額４０億３１１万円で、歳入決算額３８億３，３９２万円、歳出決算額３６億９，４８５万円で、差し引き１億３，９０７万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、支払基金交付金９億５，７０８万円、国庫支出金８億９，２６５万円、介護保険料７億３，６１６万円、繰入金５億６，６４０万円、道支出金５億５，１５１万円、その他財産収入、繰越金、諸収入１億３，０１２万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、保険給付費３２億４，９５９万円、地域支援事業費２億８，２１１万円、総務費１億１，２８４万円、その他保健福祉事業費、基金積立金、諸支出金５，０３１万円となりました。

また、介護サービス事業勘定では、予算額８，８００万円で、歳入決算額１億９２万円、歳出決算額８，０８６万円で、差し引き２，００６万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、サービス収入７，２３０万円、繰越金２，８５３万円、その他繰入金、諸収入９万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、サービス事業費７，０５４万円、諸支出金１，０３２万円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、予算額５億８，３４８万円で、歳入決算額５億８，３６２万円、歳出決算額５億８，２５３万円で、差し引き１０９万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、後期高齢者医療保険料３億９，９５７万円、繰入金１億８，１９２万円、繰越金１４７万円、広域連合支出金などその他６６万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、後期高齢者医療広域連合納付金５億６，８６６万円、総務費などその他１，３８７万円となりました。

土地区画整理事業特別会計では、予算額１億１，０１６万円で、歳入決算額９，５８７万円、歳

出決算額 9, 587 万円で歳入歳出同額となっており、剰余金は発生しておりません。

歳入について見ますと、繰入金 5, 957 万円、市債 3, 630 万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、土地区画整理事業費 9, 237 万円、公債費 350 万円となりました。

次に、企業会計について申し上げます。

下水道事業会計の収益的収支では、事業収益 13 億 1, 242 万円に対し、事業費用 12 億 5, 020 万円で、6, 222 万円の純利益となりました。

また、資本的収支では、収入 7 億 5, 405 万円に対し、支出 13 億 958 万円で、差し引き不足額 5 億 5, 553 万円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金で補填しました。

病院事業会計の収益的収支では、事業収益 67 億 2, 499 万円に対し、事業費用は 67 億 8, 199 万円となり、当初予算では 2, 177 万円の純利益を見込んでいましたが、5, 700 万円の純損失となりました。

また、資本的収支では、収入 1 億 470 万円に対し、支出 5 億 4, 777 万円で、差し引き不足額 4 億 4, 307 万円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填をし、なお不足する額は一時借入金で措置しました。

以上、各会計の決算の内容についてご説明を申し上げます。

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率については、今議会において報告第 1 号、報告第 2 号として健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行ったところでありますが、いずれの指標についても健全段階であります。厳しい財政状況の中、財源補填的な基金を繰り入れずに財政運営が可能となるよう今後より一層財政の健全化を進め、その状況について透明性を持ってお知らせしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

平成 29 年度各会計の決算の詳細につきましては、所管部課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議 長 監査委員の決算審査報告を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 平成 29 年度の滝川市各会計の決算及び公営企業会計の決算について審査をいたしましたので、お手元の決算審査意見書に基づいて、以下ご報告いたします。

初めに、滝川市の各会計歳入歳出の決算審査であります。地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により審査をいたしました。

1 ページの審査の対象につきましては、一般会計のほか、国民健康保険特別会計、公営住宅事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び土地区画整理事業特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

審査の結果につきましては、決算書等は法令に準拠して作成されており、表示された計数を関係諸帳簿と照合した結果、正確であると認められ、予算は適正に執行され、予算の流用及び予備費の

充用についても適正に処理されていると認められました。また、財産に関する調書並びに基金の運用状況につきましては、４４、４５ページに記載のとおり計数は正確であり、保管、管理及び運用は適正であると認められました。

２ページの審査の概要及び意見であります。前段の一般会計及び特別会計を合わせた決算状況では、実質収支額は８億５，８２０万６，０００円の黒字となり、また前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額では一般会計は１億５，３９７万３，０００円、特別会計は６，５７１万円、総額では２億１，９６８万３，０００円、それぞれ黒字となっております。

中段以降であります。滝川市では総合計画に掲げる重点施策及び主要事業と人口減少社会に的確に対応する地方行政体制の構築を目指す滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた地方創生に向けた施策を積極的に推進する一方で、平成２７年１２月に策定した財政健全化計画に基づいた事務事業や組織、人件費の見直し並びに歳入の確保対策など持続可能な財政運営を行うための取り組みを実施してきたところであります。平成２９年度は、新たに移住、定住などを促進するための新築住宅助成事業の実施や学卒者の地元定着の向上を図るための滝川人材定着推進協議会を立ち上げるなど、厳しい財政環境の中ではありますが、創意工夫を図りながら事業の重点化を行い、予算編成され、財政の健全性を維持しつつ、記録的な大雪などの自然災害にも臨機応変に対応し、予算を執行されたところであります。

国内の経済情勢を見ますと、内閣府では昨年６月以降雇用、所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって、景気は穏やかに回復しているとされており、地域への影響としては滝川職安管内の昨年度の有効求人倍率が全道平均を上回るなど明るい兆しが見られたものの、滝川市における経済情勢は大きな景況感の変化は見られない状況が続いています。

決算の状況であります。歳入の確保として市税の収納率向上対策の強化による税収入の増加や地場産品を活用した謝礼品の拡充や道外でのＰＲ活動などを積極的に推進したふるさと納税の寄附額の増額が見られ、歳出においては財政健全化計画の着実な実施による経費節減等の効果があらわれている状況がうかがえます。しかしながら、その財政運営は依然として厳しい状況にあり、経常収支比率を見ますと前年度９７．３パーセントであった同比率が平成２９年度では９５．５パーセントと若干の改善が図られたものの、依然として高い水準で推移し、引き続き財政の硬直化が懸念されるところであります。

今後地方創生等の重点事業を着実に実施されまして、人口減少に歯どめのかかることを期待しますが、普通交付税の減少や子育て、社会保障の充実に対応する経費等の増加が予想されることから、計画期間が残すところが１年半となった財政健全化計画を確実に実行されて、収支改善目標等の目標額の達成を図るとともに、基金に依存しない持続可能な財政基盤の確立に向けてより一層の取り組みを求められているところであります。

このことから、今後の市政運営に当たりまして、人口減少社会において資源が限られていることを念頭に置かれまして、想定されるリスクを認識し、良質なカバナンスの構築を図りながら、さらなる行財政改革の実践や市税等の債権、歳入の確保など最少の経費で最大の効果を上げるよう努められるとともに、限られた財源の有効活用を図られまして、健全な財政運営を確保されることを強

く望むものであります。

続きまして、決算概要ですが、3ページには各会計の決算総括表を、4ページの決算収支状況には形式収支額、実質収支額、単年度収支額を、5ページの総計及び純計の決算状況には一般会計、各特別会計、病院事業会計及び下水道事業会計の各会計間で繰り入れ、繰出金など30億9,496万4,000円が重複計上されておりますので、これらを控除し、市全体としての純計の決算収支額を記載しています。

6ページの財政指標では財政力指数及び経常収支比率を、7ページ、8ページには基金残高の状況、将来にわたる財政負担として市債の借り入れ、償還状況及び債務負担行為の状況を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、各会計別ですが、一般会計につきましては9ページから、特別会計につきましては27ページから、それぞれ決算の概要、歳入及び歳出の概要を記載しておりますので、お目通しを願いまして、細部の説明は省略させていただきます。

各会計の未収金及び不納欠損状況につきましては、42、43ページに記載しています。43ページの未収金及び不納欠損状況に対する意見でございますが、8行目以降になります。市税の調定額49億1,203万2,000円に対する未収金額は、5億1,723万5,000円で、割合は10.5パーセント、不納欠損額は2,792万9,000円で、割合は0.6パーセントとなっております。また、収納率は、現年度分で98.2パーセント、前年度と比較して0.2ポイントの増、滞納繰り越し分で8.9パーセント、0.7ポイントの減、全体としては0.3ポイントの増となりました。また、国民健康保険税の収納率は、現年度分で95.1パーセント、前年度と比較して0.4ポイントの増、滞納繰り越し分で17.2パーセント、3.4ポイントの増、全体としては1.4ポイント増となったところであります。

平成29年度末の未収金は、前年度比で2,400万円ほど減少したものの、厳しい財政運営の中において少なからずの影響を与えていると考えられます。また、不納欠損額についても減少したところではありますが、市民の受益と負担の公平性を担保する観点から、収納の確保と不納欠損処分に対する一層の慎重かつ適切な対応が求められるとともに、滝川市が有する各種債権についても関係法規及び私債権管理条例等を基本に適切な管理と回収が不可欠であります。

市税の調定額は、給与所得等の増による市民税調定増により、前年度よりも3,300万円ほど増加となり、一般会計歳入全体の2割を超える重要な自主財源であります。歳入を確保することは、継続的、安定的な市政運営を行う上で最重点課題の一つであり、その中心は税収の確保対策であります。コンビニエンスストア納付制度が平成26年度に導入されまして、市税の全体納付のうちコンビニ納付の占める割合は年々増加傾向にあり、市民を初めとする納税者にとって納付の機会が拡大され、利便性が図られたものと考えます。また、給与所得の個人住民税の特別徴収件数も増加しており、事業所への働きかけを強化したことが功を奏したものと考えられます。今後も納税意識の喚起を図り、引き続き収納率の向上に向けた全庁挙げての取り組みを進めるとともに、全ての部局においてその権限に応じた歳入の確保に努められまして、自主財源の確保と未収金の縮減に向けた一層の努力を期待するものであります。

次に、公営企業会計の決算審査であります。別冊の決算審査意見書をお開きください。公営企業会計につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査をいたしました。

1ページの審査の対象につきましては、病院事業会計及び下水道事業会計の決算であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

審査の結果及び意見であります。決算報告書及び財務諸表並びに附属書類の計数は正確であり、かついずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。

初めに、病院事業会計でございます。1ページの下段以降ですが、当年度の決算を見ますと損益計算書において収益合計額は前年度と比べ3億563万7,000円(4.8パーセント)増の67億2,499万4,000円となり、費用合計額は前年度と比べ220万1,000円(0.0パーセント)減の67億8,199万7,000円となり、収支は前年度と比べ3億783万8,000円増の5,700万3,000円の純損失となったところでありますが、主な要因は医業収益が2億3,811万2,000円、医業外収益が1,685万円、特別利益が5,776万5,000円の増となったところによるものであります。

資金の状況につきましては、業務活動によるキャッシュフローが3億9,763万5,000円のプラス、投資活動によるキャッシュフローが7,520万3,000円のマイナス、さらに財務活動によるキャッシュフローが3億3,559万3,000円のマイナスとなった結果、前年度と比べ1,336万1,000円資金が減少し、期末残高は3,336万円となっております。当年度は、医業収益が増加したものの、企業債償還額の増加により資金残高が減少し、また運転資金不足が生じたことから前年度より2,000万円増の6億8,000万円の一時借り入れを行っています。収益の根幹である入院収益及び外来収益などの医業収益は、外来患者数は減少したものの入院患者数は増加し、前年度と比べ2億3,811万2,000円の増となりましたが、資本合計はマイナスの状態が続き、当年度末で20億7,000万円余りの資本不足となっているほか、未処理欠損金が40億円を超えており、単年度収支は昨年度と比べ改善されてはいるものの、依然として収支不足の状態が続いています。

こうした中、平成29年4月からは、常勤医師の整形外科医1名と眼科医1名を増員し、診療体制の強化を図ったほか、地域包括ケア病棟の稼働率向上に向け、理学療法士1名を増員したところであります。また、医療の質及び診療報酬の算定向上を目的としたプロジェクト活動による療養指導及び検査等の充実に向けた取り組みの実施、新たな施設基準の取得や既取得済みの施設基準のランクアップに努め、診療単価アップ等収益の向上を図ったところであります。費用の面では、前年度に引き続きコスト削減のため電力の入札を行い、新電力への切りかえを実施したほか、ベンチマークを利用した医薬品の価格交渉による費用削減に努め、また後発医薬品の使用を促進したところであります。平成29年3月に策定した滝川市立病院経営計画では、平成29年度からの黒字化を目指したところでありますが、平成28年度と比べ3億円余り収支改善はされたものの、黒字化には至っておらず、今後さらなる経営の合理化、効率化を推進し、目標達成を目指していただきたいと思います。病院事業を取り巻く経営環境は、依然として非常に厳しいものがありますが、今後とも市民に安全で満足度の高い医療を維持していくために医療機関相互の連携強化を図るなど、地域

医療確保のために重要な役割を果たすとともに、職員一人一人の意欲と能力を結集し、環境の変化に対応した柔軟な病院経営に取り組むなど、公的医療機関としての使命である公共の福祉の増進及び医療水準の向上に一層貢献されることを期待するものであります。

次に、下水道事業会計でございます。2ページの下段以降ですが、当年度の決算を見ますと損益計算書において収益合計額が前年度と比べ6,218万2,000円(4.5パーセント)減の13億1,241万6,000円、費用合計額が前年度と比べ4,486万7,000円(3.5パーセント)減の12億5,019万7,000円で、収支は前年度と比べ1,731万6,000円(21.8パーセント)減の6,221万9,000円の純利益となったところであります。費用では、利率の高かった企業債が減少しているほか、企業債の借入額が償還額を下回っている状態が続き、支払利息が減少しているものの、それ以上に補償金などの営業収益及び長期前受け金戻し入れなどの営業外収益が大きく減少していることが主な原因であります。

資金の状況については、業務活動によるキャッシュフローが6億828万6,000円のプラス、投資活動によるキャッシュフローが1億9,751万8,000円のマイナス、さらに財務活動によるキャッシュフローが1億9,266万7,000円のマイナスとなった結果、前年度と比べ2億1,810万1,000円資金が増加し、期末残高は4億4,560万円となり、資金が増加した主な要因は、3月末日支払い予定の企業債などが3月31日が土曜日のため支払いが4月にずれ込んだことによるものであり、これらを除くと5,000万円余りの増となっています。

企業債の平成29年度末残高は72億153万円と前年度と比べ7億1,234万円の減となり、企業債元金の償還額は9億7,193万9,000円と前年度と比べ6,188万円の減となったところでありますが、公共下水道では経営分析による企業債償還額対減価償却額比率が123.2パーセントと前年度より比率が減少し、改善されてはいるものの、依然として内部留保資金による償還能力が低い状態が続いています。また、経営成績の指標である特別損益を除く経営的な収支を示す経常収支比率が104.9パーセントと単年度黒字ではあったものの、営業費用が営業収益で賄われているかを示す営業収支比率が89.4パーセントと昨年度と比べ減少し、100パーセントを下回っている状態が続いていることから、今後においても改善に向けた取り組みを図っていただきたいと思えます。

今後の経営見通しについては、企業債残高の減少により支払利息が減少していく見込みがあるものの、下水道管の老朽化による更新に伴い増加していくと思われる企業債の借り入れ増や減価償却費の増などが見込まれるほか、収益の根幹である下水道使用料が人口減や節水意識の高まりにより減少傾向で厳しい経営状況が続くと予想されます。下水道事業が普及促進から維持管理へと向かっている中で下水道が担う役割を今後も果たしていくためには、資金収支に十分配慮しながら、更新コストや財源確保の方法などを検討し、計画的かつ効率的に設備の更新を行うなど、安定的な経営に努められるよう望むものであります。

なお、業務成績、収益的収支、資本的収支の概要及び経営の状況につきましては、病院事業会計は5ページから9ページにかけて、下水道事業会計は15ページから19ページにかけて記載しておりますので、お目通し願います。

各会計の過年度未収金及び不納欠損状況につきましては、24ページに記載しています。前年度と比較しますと、過年度未収金は846万4,000円減の3,993万3,000円、不納欠損額は199万7,000円減の1,019万6,000円となっております。収入の確保は、重要課題の一つであり、新たな未収金の発生を防ぐとともに、徹底した情報収集と生活状況の的確な把握を行い、時効到来による不納欠損処分が極力生じないように、債権の回収については今後も毅然たる態度で臨み、法的措置を含め、平成27年12月に施行された滝川市私債権管理条例などに基づく実効性のある取り組みを進められるよう望むものであります。

以上で平成29年度滝川市各会計決算審査報告及び滝川市公営企業会計決算審査報告を終わりますが、数字等の読み違いなどございましたら、配付させていただいております意見書に記載のとおりでございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 一括議題のうち議案第8号及び選任第1号は、説明、質疑、討論を省略して直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、一括採決いたします。

議案第8号及び選任第1号の2件をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第8号が可決されたことにより、一括議題のうち残りの認定第1号から第8号までの平成29年度滝川市各会計決算の認定については、それぞれ決算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

決算審査特別委員会の開会等により、9月6日から9月17日までの12日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、9月6日から9月17日までの12日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時28分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員